

協議会の設置について

令和6年6月27日

京都エリア駐車場対策協議会 設立趣意書

風情あるまちなみ、世界遺産などが点在し、まち全体が観光の対象となる京都市では、新型コロナウイルス感染拡大による行動制限や水際対策が緩和され、国内外の観光客の急激な回復等に伴い、国内有数の観光地である東山地域・嵐山地域等を中心に、広域的な交通渋滞が発生しており、市民・観光客双方に負担が生じている。

これまで、京都市では観光振興と市民生活の調和を図るため、観光地交通対策やパークアンドライド推進、観光バスの路上滞留対策等の交通渋滞対策を講じてきた。国土交通省としても、渋滞対策に関する社会実験を実施するなどしてきたが、今もなお交通渋滞が発生していることから更なる対応が必要な状況にある。

特に観光施設周辺では、空き駐車場を探して移動する「うろつき交通」や駐車場待ち等による渋滞が発生している他、観光バスの路上滞留等も顕在化していることから、これらの駐車需要を適切にマネジメントし、道路の渋滞緩和を図る必要がある。

このため、ハード・ソフトを含めた駐車場対策を官民連携のもと推進し、具体的な対策実施に向けた検討や調整を行うため、「京都エリア駐車場対策協議会」を設立し、具体的な対策実施に向けた検討や調整を行うこととする。

京都エリア駐車場対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「京都エリア駐車場対策協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、京都市内で発生している駐車場探しのうろつき交通や駐車待ち等による渋滞に対して、適切に駐車エリアをマネジメントし、道路の渋滞緩和を図るよう、必要な検討と調整を行うことを目的とする。

(検討調整事項)

第3条 協議会は、次の事項について検討と調整、検証を行う。

- (1) 京都エリアにおける駐車場対策に関すること
- (2) 駐車場利用者への広報や情報提供に関すること
- (3) その他必要な事項

(構成)

第4条 協議会の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、協議会の承認を得るものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、協議会での検討と調整、検証が完了するまでとする。

(会長)

第6条 協議会の会長は、協議会委員の中から互選により充てる。

- 2. 会長は、協議会の会務を総括する。
- 3. 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4. 会長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、会長の発議に基づいて開催する。

- 2. 協議会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。
- 3. 協議会は、委員の過半数の出席によって成立する。また、協議会の議決は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数のときは、会長がこれを決定する。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(協議会の公開について)

第9条 協議会は公開とする。

(事務局)

第10条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所計画課に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

(付則)

1. 本規約は、令和6年 6月27日から施行する。

京都エリア駐車場対策協議会 委員名簿（案）

委員	所属
宇野 伸宏	京都大学大学院工学研究科 教授
大西 健一	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長
尾崎 悠太	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 所長
長尾 由規夫	京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室長
植垣 浩太郎	京都市 産業観光局 観光MICE推進室 観光戦略担当部長
秋山 智則	京都市 建設局 自転車政策推進室長
大井 貴之	一般財団法人 京都市都市整備公社 常務理事
杉山 恵一郎	タイムズ24株式会社 法人営業本部 西日本公共法人営業部長